

○ 信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 「一〇九 略」 九の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる発行者（同条第一項に規定する発行者をいう。）を含む。）をいう。次条第九号の二において同じ。） 「十〇四十一 略」 第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。 「二〇九 略」 九の二 電子決済手段等取引業者 「十〇三十 略」	第一条 「同上」 「二〇九 同上」 「号を加える。」 「十〇四十一 同上」 第二条 「同上」 「二〇九 同上」 「号を加える。」 「十〇三十 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。